

報道関係者 各位

平成23年4月27日
宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 菊地 清
主任地方産業安全専門官 大友雅志
電話 022(299)8839

被災地でのがれき処理作業における 安全衛生パトロールの実施について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地におけるがれきの処理作業が本格化していますが、地震・津波により倒壊した建物等のがれきの処理については、倒壊物の飛来・落下、釘や突起物等の踏み抜き、粉じんの吸収など、多くの危険を伴います。

宮城労働局（局長 小山浩一）では、がれきの処理等における労働災害防止対策の徹底を図るため、今般、安全衛生パトロールを下記のとおり実施し、事業者及び労働者に対して、がれき処理作業に係る労働災害の防止を呼びかけます。

記

- 日時：平成23年4月27日（水）13:00～16:00
4月28日（木）9:00～16:00
- 場所：仙台市青葉区芋沢 家庭がれき集積場 ほか
〃 宮城野区中野田中 仮設住宅建設現場 ほか
- 内容：3班体制で実施し、防じんマスク等の保護具の着用、倒壊物との接触防止、高所からの墜落・転落防止等を中心に指導を行う。

* 詳細については、別紙「がれき処理作業等における安全衛生パトロール実施要領」のとおり。

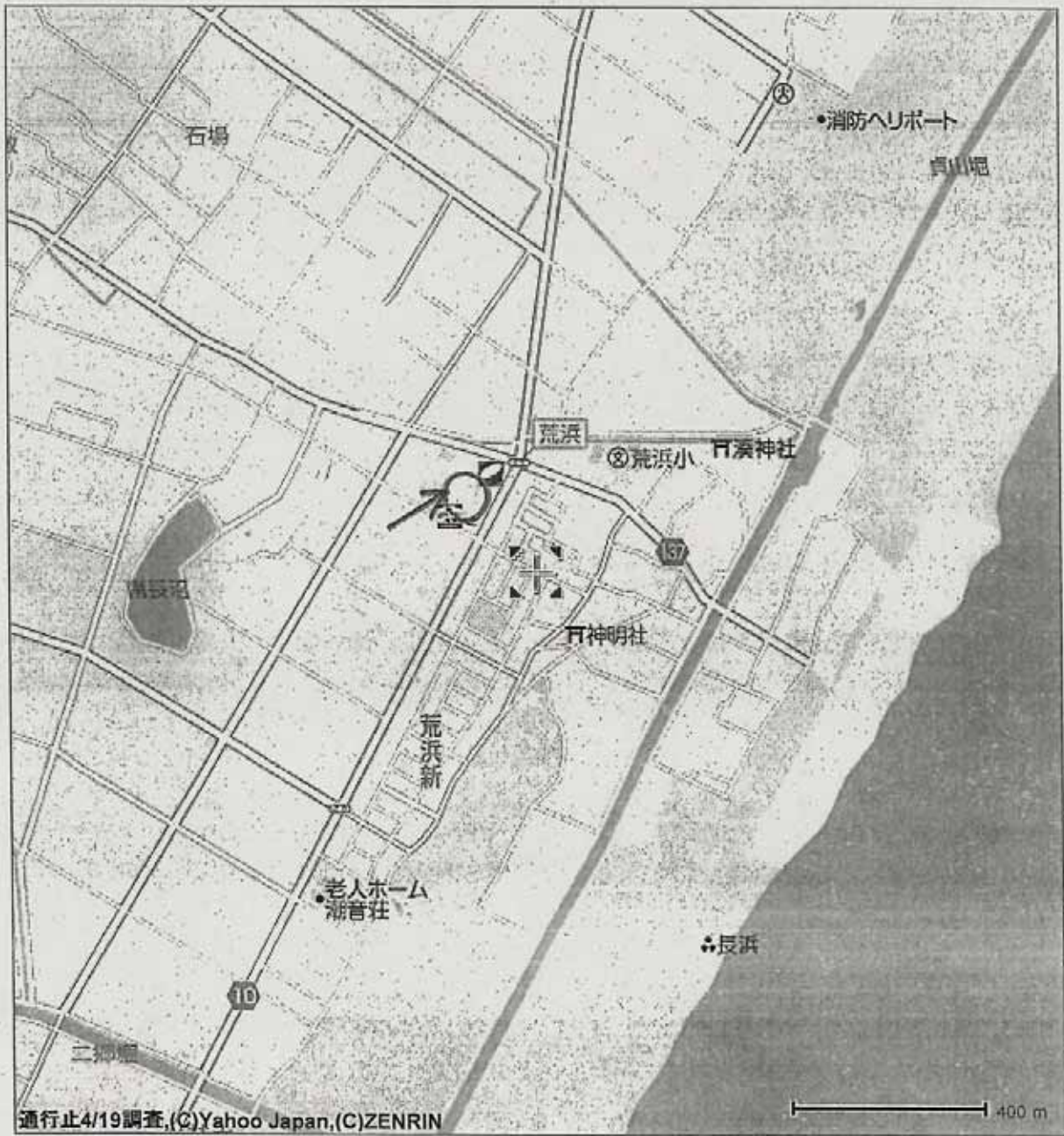
* なお、安全確保の観点から、取材は、次の日時・場所をお願いします。

- 日時：平成23年4月28日（木）13:30～
場所：若林区荒浜字一本杉南地内（別図参照）
装備品：ヘルメット、防じんマスク、安全靴を着用してください。

がれき処理作業等における安全衛生パトロール実施要領

宮城労働局

- 1 日時 平成23年4月27日(水) 13:00～16:00
4月28日(木) 9:00～16:00
- 2 場所
 - (1) がれき処理現場 仙台市青葉区芋沢 宮城野区鶴ヶ谷 若林区今泉
太白区西中田 泉区将監 ほか
 - (2) 仮設住宅建設現場 仙台市宮城野区中野田中 太白区あすと長町
- 3 内容 3班により、がれき処理現場及び仮設住宅建設現場を巡回し、防じんマスク等の保護具の着用、倒壊物や建設機械等との接触防止、屋根等の高所からの墜落・転落防止などを中心に、安全衛生対策について指導を行う。
指導にあたっては、「がれき処理における留意事項—事業者の皆様へ—」等を用いる。
また、防じんマスクを着用していない労働者に対しては、防じんマスクを配付する。
- 4 日程の詳細
 - (1) 4月27日(水)
13:00～16:00 現場パトロール
 - (2) 4月28日(木)
9:00～15:30 現場パトロール
[この現場パトロールの間]
13:30～15:30 大気中のアスベスト濃度測定
この測定は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1)が、仙台市若林区荒浜地区において、大気中のアスベスト濃度測定のためのサンプリングを行います。
15:30～16:00 パトロールの講評



最寄り駅:

がれきの処理における留意事項

～ 事業者の皆様へ ～

震災・津波により倒壊した建物などのがれきの処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク（注）又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）使い捨て式防じんマスクは国家検定合格品又は米国NIOSH規格（N95、N99又はN100）適合品を用いること。取替え式防じんマスクは国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

厚生労働省ホームページに本リーフレットの原稿(PDF)が掲載されています。そこからダウンロードしてご利用ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署